

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

認 定 通 知 書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認 定 要 旨

- (1) 上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。
- (2) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。
- (3) 上記の認定に服した日から3日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。
- (4) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

入国審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。